

路線名：一般国道 152 号他

箇所名：上田市丸子地区（国）152 号他

小規模維持補修工事（道路）

特記仕様書

令和 7 年 2 月

長野県上田建設事務所

第1条 総則

この特記仕様書は長野県土木工事共通仕様書（建設部）（令和6年10月1日適用）（以下「共通仕様書」という。）に規定する特記仕様書で、小規模維持補修工事（及び除雪並びに凍結防止剤散布業務）に適用する。

1. 当該工事の施工にあたっての一般的事項は、「共通仕様書」によるものとする。
2. 受注者は、別紙「道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事に係る大規模地震発生時の道路パトロール運用要領（案）」（以下、「運用要領（案）」という。）により、大規模地震（震度6弱以上）が発生した場合、自主的に道路パトロールを行うこととする。

第2条 現場代理人及び主任技術者

1. 当該工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、請負者が入札時に提出した技術提案資料に記載した配置予定の者でなければならない。
2. 配置技術者は建設業法第26条第1項の規定によらなければならない。また、他の工事との兼務は可能とするがその工事の請負額が4,500万円以上の場合にはこの限りではない。
3. 現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。
4. 契約中における配置技術者の交代については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和6年12月13日付 国不建技第123号）に定めるとおりとする。

第3条 施工計画書

1. 受注者は工事を実施するにあたって共通仕様書1-1-1-6に定める施工計画書を提出しなければならない。また、現場組織表を変更する場合は、速やかに提出しなければならない。
2. 受注者は施工計画書に基づき工事を実施する場合は、作業日、工程、箇所及び数量等について予め監督員と協議することとする。
3. 受注者は、運用要領（案）に基づくパトロールの実施体制表について、施工計画書に記載し、実施計画について予め監督員と協議することとする。

第4条 貸付機械等

当該工事において長野県が管理する建設機械を受注者に貸し付ける場合は、その取扱いについて別途定めるものとする。

第5条 廃棄物及び建設副産物

1. 受注者は、本工事の施工に伴い発生した産業廃棄物及び一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
2. 共通仕様書第1編第1章1-1-1-24建設副産物の第4項、第5項及び第6項の規定における提出にあたっては、事前に監督員の確認を受けるものとする。

第6条 施工管理等

1. 当該工事の施工管理は、「長野県土木工事施工管理基準」によるものとする。
2. 当該工事の写真管理は、「写真管理基準」によるものとする。

第7条 工事中の安全確保

1. 受注者は工事の施工にあたっては周辺の地形・地質・交通状況等に応じ、十分な安全確保に努めなければならない。
2. 工事期間中、特に夜間においては道路灯、バリケード等を設置し、十分な安全確保を行わなければならない。
3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合には、その管理者と立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡したうえで応急措置を講じ、受注者の負担により補修しなければならない。
5. 交通規制を伴う工事を実施する場合には、原則として交通誘導警備員を配置するものとし、資格者又は経験1年以上のものとする。ただし、交通量が少ない場合は監督員との協議のうえ、信号による規制等に代えることができる。

第8条 概算数量

当該工事の発注にあたり示した数量は概算数量であり、詳細については監督員の指示によるものとする。

第9条 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。また、その雇用する職員についても同様とする。

第10条 工事成績

当該工事は精算額に係わらず「長野県工事成績評定要領」の対象工事とはならない。

小規模維持補修工事用機械無償貸付仕様書

(機械の貸付)

第1条 貸付機械は発注者が受注者に貸付けるものとし、発注者はあらかじめ名称、型式、使用目的、並びに引き渡しの場所、返納の場所(別表1)について定めた機械貸付決議書を整備するものとする。なお、貸付期間又は日数は別途協議するものとする。

- 2 発注者は、機械を貸し付けたときは、受注者から「小規模維持補修工事用機械借用書」(様式1)(以下「借用書」という。)を徴さなければならない。
- 3 発注者は、機械を発注者の指定した日時及び場所に受注者又はその代理人を立ち合わせ、当該機械の整備状況を確認させようえ借用書と引き替えに貸し付けるものとする。

(貸付機械の管理)

第2条 受注者は、貸付期間中善良な管理者の注意をもって機械を管理しなければならない。

2 受注者は、機械の使用、管理等については、次の各号に掲げる事項に注意し常に監督員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。

- (1) 機械は担保に供しないこと。
- (2) 機械は、貸付を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 機械の日常整備(グリス塗布を含む)を完全に実施すること。消耗品(清掃車ブラシ等)は摩耗状況等を判断して引き渡しを行う。使用した日は、必ず洗車を行うこと。
- (4) 機械の整備及び運転については、当該機械に精通した熟練者を当てること。
- (5) 発注者は、受注者が機械の引き渡しを受けた後に正当な理由なしに機械を使用しない場合、又はこの仕様書に違反した場合には機械の返納を命ずることができる。
- (6) 受注者は、貸付機械が次の事項に該当したときは、遅滞なく監督員に連絡してその指示を受けるものとする。
 - ①故障、損耗等により正常な運転が出来ない時、またはそのおそれのあるとき。
 - ②事故発生時

(貸付機械の損害の負担)

第3条 受注者は、機械を亡失し又は毀損したときは直ちに甲の指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の亡失又は毀損が自己の責に帰すべき事由によるときは、発注者の指示に従い、すみやかに機械を修理し又は代品を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。
- 3 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補償について発注者、受注者協議して決定するものとする。

(貸付機械の返納)

第4条 発注者は、貸付機械を返納させる場合には発注者の指定した日時、場所において受注者又はその代理人を立ち合わせ当該機械の整備検査を行い、支障がないと認めたときはこれを収納するものとする。この場合において受注者は、「小規模維持補修工事用機械返納書」(様式1)を提出するものとする。

(貸付期間又は日数の変更)

第5条 受注者は、機械の貸付期間又は日数の変更を希望する場合は、あらかじめ理由を付して受注者に提出しなければならない。発注者は正当な理由が認められる場合には、貸付期間又は日数を変更することができる。

(貸付機械の使用実績)

第6条 受注者は、「小規模維持補修工事用機械使用実績報告書」(様式2)により機械の運転等について発注者に報告しなければならない。

(貸付機械の監査)

第7条 発注者は、貸付期間中に機械使用状況の監査を行うことができる。

2 受注者は、前項の監査により指示された事項を直ちに履行し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(貸付機械の経費負担)

第8条 次の各号に掲げる諸費用は受注者の負担とする。

- (1) 機械の監査に直接必要な経費
- (2) 機械の引渡・返納に要する費用
- (3) 機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備及び修理に要する費用
- (4) 機械の管理に要する費用

(貸付機械の任意保険)

第9条 受注者は、貸付機械が自動車損害賠償保険法の適用をうける自動車であるときは、貸付期間中の賠償保険に加入しなければならない。ただし、受注者より協議があり発注者が承認した場合はこの限りでない。保険条件については、下表以上の内容とする。なお、受注者は任意保険加入後に保険証書の写しを発注者に提出し、任意保険料の金額について「無償貸付機械任意保険料請求内訳書」(様式3)により発注者と協議するものとする。

発注者は、加入した保険内容を確認のうえ、基準金額に対する任意保険料を支払うものとする。なお、発注者は受注者が条件以上の保険に加入することを妨げるものではない。

基準金額	対人保険	無制限
	対物保険	無制限(免責なし)

様式1

令和 年 月 日

〇〇建設事務所長 様

借受人 事業者の住所
氏 名 印
代理人 氏 名 印

借用
小規模維持補修工事用機械 書
返納

〇〇業務に使用する 下記工事用機械を機能現況確認のうえ、
返納 受領 しました。

記

機械名	形式	機械番号	附属品			引渡しを受けた場所	貸付期間	備考
			名称	規格	数量			

引渡し立会者
(建設事務所) 氏 名 印

(借受人) 氏 名 印

道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事に係る
大規模地震発生時の道路パトロール運用要領

(適用)

第1 この要領は、長野県建設部が管理する道路の維持補修業務の民間委託に伴う小規模維持補修工事等に係る、大規模地震発生時の道路パトロールに適用する。

(業務目的)

第2 大規模地震発生時には、人命の救急救命や、被災地の復旧・支援活動のため、早期に通行可能な路線を把握することが、「道路の啓開」とともに最優先に求められるため、民間委託している道路維持補修業務において道路パトロールを実施し、早急に道路状況を把握することを目的とする。

(業務の実施者)

第3 実施者は、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式の入札により契約した企業または特定共同企業体（以下「受注者」という。）とする。

(業務の実施)

第4 受注者は、受注した地区の建設事務所管内において、震度6弱以上の地震が発生し、かつ受注地区の市町村で震度4以上を観測した場合に、建設事務所等からの連絡の有無に係わらず自主的に道路パトロールに出動することとし、業務手順は「別添1」に示すとおりとする。

(なお、震度5強以下までの地震発生の場合は、建設事務所職員がパトロールを行うため、受注者の出動は実施しない。)

2 受注者は「別添2」に示すパトロールの実施体制表について、小規模維持補修工事の施工計画書に記載し、実施計画について予め監督員と協議することとする。

(業務の対象範囲)

第5 パトロールの対象範囲は、受注した地区の建設事務所管内において、震度6弱以上の地震が発生し、かつ受注地区内で震度4以上を観測した市町村における全ての建設事務所管理道路（以下「対象道路」という。）とする。

(業務の内容)

第6 パトロールの内容は以下のとおりとする。

(1) パトロールは少なくとも2名体制で行うこととする。

(2) 対象道路について状況を把握し、管理する建設事務所にこまめに状況について連絡をする。連絡手法については、事前に建設事務所と確認することとする。

(3) 緊急輸送道路の状況把握と、通行可能な対象道路の把握を最優先とする。

(4) 地震発生後、できるだけ早期に完了するよう実施する。(概ね3時間以内でのパトロール完了を目途とする。)

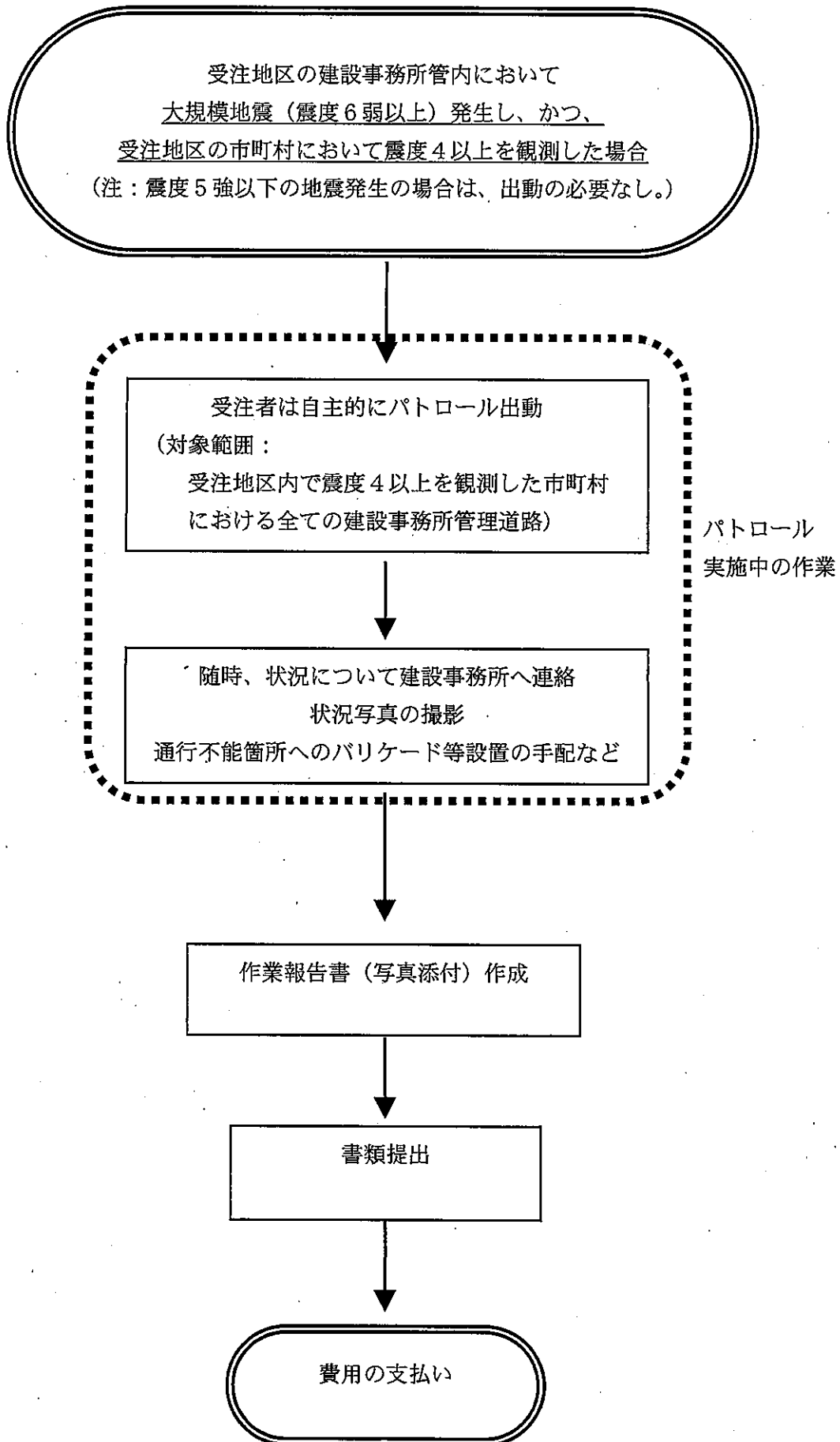
(5) 通行不能箇所や危険箇所については、バリケード等の設置を手配することとする。

(6) パトロール中の写真を撮影し、後日、作業報告書(写真添付)を建設事務所に提出する。

(業務費用の支払い)

第7 業務についての費用についての支払いは「土木施設における小規模維持補修工事試行要領」の規定によるものとし、支出科目は「役務費」とする。

【別添1】



【別添2】

大規模地震（震度6弱以上）時の道路パトロールの実施体制表

パトロール路線名 (区間)	パトロール実施者、地震時連絡先			備考
	担当会社名	氏名	連絡先(携帯番号)	
(記載例)	△△建設(株)	○○ ○○		第一連絡者
(国) ○○○号		◇◇ ◇◇		
(◇◇◇◇~△△△)		□□ □□		
(上記が出動不能な場合) (株)◇◇建設		○○ ○○		
	(上記が出動不能な場合)			
	(上記が出動不能な場合)			
	(上記が出動不能な場合)			

様式2

令和 年 月 日

小規模維持補修工事用機械使用実績報告書

〇〇年〇〇月 自〇〇日 至〇〇日

機械の貸付契約年月日

年 月 日

借受人 事業者の住所
氏名 印
代理人 氏名 印

機械名	機械番号	おもな作業内容	おもな作業の作業量	稼働状況		維持修理費 (千円)	おもな修理箇所及び 取替部品名	摘要
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			

備考

1. おもな作業内容の欄は、貸付機械を2工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
2. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
3. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。
4. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、該当修理に要した費用が300千円をこえるときは、修理内容の説明を添付する。

無償貸付機械 任意保険料 請求内訳書

受注者

受注者名：

代表者名：

小規模維持補修工事用貸付機械			加入保険内容		保険料	見積金額	確定金額
機械名	管理番号	登録番号			(円)	(円)	(円)
			加入期間	R . . . ~ R . . .			
			対人賠償		円		
			対物賠償		円		
			そ		円		
			の		円		
			他		円		
			加入期間	R . . . ~ R . . .			
			対人賠償		円		
			対物賠償		円		
			そ		円		
			の		円		
			他		円		
			加入期間	R . . . ~ R . . .			
			対人賠償		円		
			対物賠償		円		
			そ		円		
			の		円		
			他		円		
			加入期間	R . . . ~ R . . .			
			対人賠償		円		
			対物賠償		円		
			そ		円		
			の		円		
			他		円		
			加入期間	R . . . ~ R . . .			
			対人賠償		円		
			対物賠償		円		
			そ		円		
			の		円		
			他		円		
			加入期間	R . . . ~ R . . .			
			対人賠償		円		
			対物賠償		円		
			そ		円		
			の		円		
			他		円		
合 計							

※加入保険内容については、小規模維持補修工事用貸付機械仕様書第9条に示す条件以上とする。

※加入保険内容については、実際に入会した内容を記入し、証明する書類(保険証券等)の写しを添付のこと。

※見積金額欄には、委託契約書に示す条件で加入した場合の金額を記入し、見積書を添付のこと。

トンネル防災システム監視及び緊急対応業務実施要領

1 業務の名称 令和7年度県単トンネル防災システム監視及び緊急対応業務

2 業務の箇所 (国) 254号 三才山トンネル

3 業務拘束時間 8:30から翌日8:30まで

4 委託業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) トンネル防災システム設備（非常通報装置）の監視に関すること。
- (2) トンネル防災システム設備（非常通報装置）が作動した場合の現場確認、通報及び応急処置に関すること。
- (3) その他委託者が指示する事項。

5 委託業務の実施方法

システム作動の連絡を受けると同時に現場を確認し応急処置を講ずるとともに、委託者に状況を報告し、指示を受けさらに必要な処置を講ずるものとし、最低2人1組で業務を遂行すること。

6 記録及び報告

出勤したときには、「監視等記録簿」（別紙様式1）に記録するとともに出勤月の翌月5日まで委託者に提出し確認を受けるものとする。出勤業務が、なかった月には、その旨を記載した

「監視等記録簿」を提出するものとする。

7 業務対象トンネル

- 1) 三才山トンネル
- 2) 鹿教湯トンネル
- 3) 孫六トンネル（非常通報装置なし）

(別紙様式1)

監視等記録簿

実施年月日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
非常通報装置作動の有無	有 無
業務内容及び 連絡(指示事項)	
処置した内容	
特記事項	
受託者	

路線パトロール等業務共通仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、長野県上田建設事務所が管理する一般国道254号「三才山トンネル」に設置している施設（以下「施設」という。）に適用する。

2 特記仕様書に記載された事項はこの仕様書に優先する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における監督員、指示、承諾、協議及び配置員とは次の定義によるものとする。

- (1) 「監督員」とは、業務委託契約書に別に定めがある場合を除き、上田建設事務所長が指定した職員をいう。
- (2) 「指示」とは、監督員が受託者に対し道路管理上必要となる事項について方針、措置、基準及び計画等を示し履行させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (4) 「協議」とは、発注者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (5) 「配置員」とは、業務執行時に配置される監視員、現場作業員、道路パトロール員をいう。
- (6) 前2号から4号は書面により行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭によることができるものとし、後日書面を整備する。

(一般的義務)

第3条 受託者は業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する配置員を当てるものとする。

- 2 配置員は業務の履行に専念し、かつ円滑に履行するものとする。
- 3 配置員は業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用若しくは窃用してはならない。
- 4 配置員は業務に直接関係の無い場所に出入りしてはならない。
- 5 配置員は業務の履行において安全の確保及び火気等の取扱いに留意するものとする。
- 6 配置員は別途履行中の他の業務と履行場所が同一、又は業務内容が関係する場合は相互に協調を図るものとする。

(配置員)

第4条 配置員は基礎的な技術及び知識を有する者とする。また、道路パトロール員は普通自動車（道路パトロール車）を運転する資格と技術を有する者とする。

(監視基準等)

第5条 業務の履行に当たってはこの仕様書及び特記仕様書による他、次の各号にあげる諸法規を遵守するものとする。

- (1) 電波法及びこれに基づく命令
- (2) 電気事業法及びこれに基づく命令
- (3) 電気通信事業法、有線通信事業法及びこれに基づく命令
- (4) その他関係諸法規及びこれに基づく命令

(貸与品)

第6条 業務に直接必要な図書、予備品及び測定機器類等は委託者の所有するものを使用できるものとし、測定機器等の貸与品については特記仕様書で定めるものとする。

- 2 受託者は前項の規定により委託者の予備品及び測定機器類等を使用する場合には、事前に監督員の承諾を得るものとし、その内容を記録表に記入するものとする。

(履行上の注意)

第7条 業務の履行上生じた不良箇所等で明らかに受託者の責に起因すると認められるものについては、受託者の責任において速やかに措置するものとする。

(業務の履行)

第8条 配置員は業務の履行に適した服装とし、名札等により身分を明確にするものとする。また、環境の整備等に留意するものとする。

- 2 業務の履行に当たって施設等の運用を休止させてはならない。但し、監督員の承諾を得たものはこの限りでない。
- 3 業務のうち、無線通信施設でその内容が電波法及びこれに基づく命令に定める電波の質に影響を与える作業を行う場合は、監督員の指示を受けるものとする。

(業務の一時休止)

第9条 業務の履行中、監督員から業務の一時休止の指示を受けた場合は、これに従うものとする。

(臨機の措置)

第10条 配置員は業務の履行中において施設等に異常事態が発生し、若しくはその発生が予想される場合、または災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、配置員はそのとった措置の内容を監督員に直ちに報告しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、配置員に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(検査)

第11条 受託者は既済部分検査及び完了検査を受ける場合は、あらかじめ点検記録簿及び関係資料等の成果品を提出し、主任技術者が立会のうえ検査を受けるものとする。

(提出書類)

第12条 受託者は契約後遅滞なく次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 各配置員の通知書
 - (2) 業務計画書
 - (3) その他監督員が指示したもの
- 2 業務における指示、承諾及び協議に関する書類
 - 3 第1項の計画書等は監督員の承諾を得るものとする。

(履行期間)

第13条 本業務の履行期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日までとし、受託者は業務が遅滞なく履行できるよう、配置員の教育等の準備を行うこと。

路線パトロール等業務特記仕様書

1. 共通仕様書の適用

本業務の履行にあたっては、「防災情報装置監視・路線パトロール等業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本業務は、長野県上田建設事務所が管理する一般国道254号「三才山トンネル」の現場作業及び路線パトロール業務に適用する。

（業務の目的）

第2条 本業務は、トンネル防災設備に異常が感知された場合や事故等の報告があった場合等（以下「緊急時」という）に、現場において復旧作業や情報収集に当たるほか、道路、トンネル、構造物等の状況を道路パトロールにより把握し、その異常並びに不法占用等に対して適切な措置を講じることにより、適正な道路管理を確保することを目的とする。

（実施区間）

第3条 本業務の実施区間は下記に示す範囲の約L=7.3km区間とする。

自 上田市鹿教湯温泉 1478-7 地先（チェーン脱着所）

至 松本市三才山トンネル松本側坑口

（従事者の選任）

第5条 本業務を履行するために置く配置員を現場作業員という。現場作業員は現場代理人及び主任技術者と兼ねることができる。

2. 主任技術者は本業務の総括及び技術的指導を行うものとし、一級又は二級土木施工管理技士の資格又は建設工事に関し十年以上の実務経験のいずれかの一を有する者で、必要な知識、技術及び経験を有するものとする。

3. 主任技術者に二級土木施工管理技士の資格者又は建設工事に関し十年以上の実務経験者を選任した場合は、別に一級土木施工管理技士の資格者を監理技術者として選任し、技術的指導を行うものとする。

4. 現場作業員は主任技術者の指導のもとで現場作業及び道路パトロールの業務を行うものとし、必要な知識及び技能を有するものとする。

5. 監督員は現場作業員の能力及び適性が不相当と認めたときは、受託者と協議して変更を求めることができるものとする。

6. 現場作業員は現場作業業務とパトロール業務を兼務することができるが、作業が重複する場合及び異常時の対応等のため、4名以上選任するものとする。

（提出書類）

第6条 受託者は共通仕様書に掲げる提出書類の他に次に示す書類を提出し承諾を得るものとする。

名 称	提 出 期 限	部 数	摘 要
現場作業員通知書	着手前	1	経歴書含む
勤務計画表及び 実施工程表	当該月の3日前	1	年間分は履行計画書 を含む
業務完了報告書	完了時	1	

なお、変更がある場合はその都度提出し承諾を得るものとする。
報告書は次によるものとする。

名 称	期 間	提出期限	摘 要
三才山トンネル道路作業報告	その都度	発生後3日以内	様式-作業
道路パトロール日誌	毎 日	翌 日	様式-日誌
事故報告書(等)	その都度	発生後3日以内	
その他監督員の指示するもの	その都度	別途指示する日	

(準拠規定等)

第7条 本業務は次の各号に掲げる規定等に基づき実施するものとする。

- (1) 防災情報装置監視・路線パトロール等業務共通仕様書
- (2) 三才山トンネル管理マニュアルの火災・事故発生時の措置
- (3) その他監督員が指示する監視要領等

(打合せ)

第8条 現場作業員は監督員と常に連絡を行い、連絡事項はその都度記録のうえ打合せの際相互に確認するものとする。

(交通安全管理)

第9条 現場作業及び路線パトロール業務における安全管理は、受託者の責任において行うものとする。

第2章 現場作業

(現場作業業務内容)

第10条 現場作業は、緊急時に備えての待機及び緊急時における現場での作業をいう。主な作業等を例示すると次のとおりである。

- (1) 現場作業は監督員の指示により実施する。ただし、緊急を要する場合の上田建設事務所水防当番・トンネル防災システム監視委託業者からの指示は監督員のものとみなし、現場作業を実施することができる。
- (2) 待機時間及び人員配置
待機とは概ね30分以内に業務実施区間に到着し、作業が開始できるような体制を確保することをいう。

種 別	待 機 時 間	人 員
平日	17:00～翌朝8:30	現場作業員 2名
土曜日、日曜祝祭日	8:30～翌朝8:30	現場作業員 2名

(3) 事故等障害発生時の現場確認

トンネル防災システム監視委託業者から事故等の障害が発生し、現場確認の依頼があった場合は、速やかに出動し現場の確認作業を行う。

(4) 事故処理等の補助

事故等の障害が発生し現場に出動した場合、道路管理又は交通管理上必要があると認められる場合は、交通誘導等の事故処理の補助作業を行う。

(5) 簡易な応急措置

事故等の障害によりガードレール等が破損した場合のバリケード設置や路上のオイル漏れ処理等の簡易な応急措置を行う。

(6) 通行制限の現場対応

落石、道路構造物の損傷等道路管理上の事由により通行制限を行う必要が生じた場合、現場にて通行制限の作業を行う。

(7) 防災情報装置（押ボタン通報装置等）警報の確認、解除

防災情報装置に警報が発せられた場合、トンネル防災システム監視委託業者と協力して、現地確認及び現地警報装置の解除等の作業を行う。

(8) その他監督員が特に指示した事項

(9) 現場作業に着手する場合及び完了した場合は、応急措置により交通の安全を確保した上で写真を撮影し、速やかに状況等を監督員に報告し、後日三才山トンネル道路作業報告等を提出するものとする。

（車両及び資機材等）

第 11 条 現場作業に使用する車両は、資機材が十分積み込めるトラックを使用するものとし、受託者が用意する。

2 現場に出動する場合は、車両には黄色灯を装備し、車両の両側に「長野県道路維持作業車」と明示する。

3 トンネル内の押しボタン通報装置の警報が発せられた場合の事故メール配信を受けするための携帯電話への設定費用及び携帯電話 2 台は、受託者が用意する。なお、電話料金等の支払いは、受託者にて行い、毎月ごと、発注者に請求書及び領収書を提出するものとする。

4 現場作業に必要となる資機材は受託者が用意するものとするが、下記資機材については、監督員の承諾を得て委託者の備えている資機材を使用することができる。

(1) バリケード等

(2) 案内看板類

(3) 舗装補修用常温合材

- (4) オイル吸着剤
- (5) 砂
- (6) 融雪剤（冬期間のみ）
- (7) その他必要に応じた機材で監督員の承諾を得たもの

（現場作業班の編成）

第 12 条 現場作業は通常 2 名（運転者含む）とし、異常時は監督員の指示によるものとする。

（現場作業の履行）

第 13 条 現場作業員は現場作業に適した服装と腕章等により身分を明確にするものとし、また環境の整備等に留意するものとする。

第 3 章 路線パトロール

（路線パトロール業務内容）

第 14 条 路線パトロールは原則として週 3 日早朝から実施するものとし、冬期間等は必要に応じ監督員の指示により時間をずらし、又は回数を増やし実施する。

2 パトロールを行う現場作業員は、事前にトンネル、橋梁、道路幅員等について十分把握しておくものとする。

3 主なパトロール業務は次のとおりとする。

(1) 路面状況

路面の汚れ及び破損並びにゴミ等の散乱、路面への落石及び崩土、積雪、凍結状況

(2) 路肩、路側の状況

車道部との段差、欠損等

(3) 法面の状況

法面の崩壊、落石等の有無、雪崩発生の危険性

(4) 排水施設の状況

排水施設の破損、通水状況

(5) 擁壁の状況

擁壁、積ブロック、法枠工等のひび割れ、移動、はらみ等

(6) 橋梁の状況

高欄の破損、伸縮装置の異常

(7) トンネルの状況

覆工の側壁部の汚れ、ひび割れの状況、漏水の有無、照明施設の状況、坑門及び坑門付近の斜面状況、雪庇の有無

(8) 保安設備、安全施設等の状況

防護柵、道路標識、道路情報板、視線誘導標、区画線の不鮮明部分の有無

(9) その他通行に支障となるもの

道路の不法占用、不法使用等、工事区間の路面状況及び保安施設の状況

(10) その他監督員が特に指示した事項

(道路施設に異常を発見した場合)

第 15 条 現場作業員はパトロール業務を履行中、施設に軽微な異常(障害物等の撤去、簡易なポットホール、簡易な除雪及び融雪剤散布等)を発見した場合は、応急措置により交通の安全を確保した上で写真を撮影し、速やかに措置をとるとともに、監督員に報告するものとする。

2 道路施設等に災害発生の恐れがあると認められる場合は、直ちに監督員に報告しその指示を受けるものとする。

3 道路施設等に災害が発生、または重大な交通事故等により全面通行止めの必要が生じた場合は、「三才山トンネル管理マニュアルの火災・事故発生時の措置」により直ちに消防及び警察への通報並びに監督員への通報を迅速に行うものとし、監督員の指示を受けるものとする。

(パトロール車両及び携行する資機材)

第 16 条 パトロールに使用する車両は、受託者が用意する。

2 パトロールする場合は、車両には黄色灯を装備し、車両の両側に「長野県道路パトロール車」と明示する。

3 パトロールに必要となる資機材は受託者が用意するものとするが、下記資機材については、監督員の承諾を得て委託者の備えている資機材を使用することができる。

(1) バリケード等

(2) 案内看板類

(3) 舗装補修用常温合材

(4) オイル吸着剤

(5) 砂

(6) 融雪剤(冬期間のみ)

(7) その他必要に応じた機材で監督員の承諾を得たもの

(パトロール班の編成)

第 17 条 現場作業は通常 2 名(運転者含む)とし、異常時は監督員の指示によるものとする。

(パトロールの履行)

第 18 条 現場作業員はパトロールに適した服装と腕章等により身分を明確にするものとし、また環境の整備等に留意するものとする。